

かかる前に確認しましょう!!

整骨院・接骨院等で施術を受けられる方へ

健康保険が **使える場合** と **使えない場合** があります

整骨院や接骨院は、国家資格を持つ柔道整復師（マッサージ師）が施術する施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が使える範囲が限られています。

健康保険が使えるのは外傷性による負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状等には使えません。

施術を受けたあとで健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので十分注意しましょう。



健康保険が使えるのはこんなとき

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）と判断され、施術を受けたとき
※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。（詳しくは医療機関にお問い合わせください）
- 骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

主な負傷例▶日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みがでたとき

健康保険が使えないのはこんなとき

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）が原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

治療を受けるときの注意

- 整骨院や接骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるか確認しましょう。
- 施術を受けたときには「柔道整復術療養費支給申請書」の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に、必ず自分で署名しましょう。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要素も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 平成22年9月の施術分より、窓口払いの領収書が無料で発行されていますので、必ず受け取ってください。税金の確定申告の医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管しましょう。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

町長日誌

(11月1日～30日)

- 1日 たまこラッピングバスお披露目会
- 2日 首都圏中央自動車道建設促進会議総会(東京都)
- 3日 いちかわ市民まつり(市川市)
- 4日 第一小児童会レインボーステージ修繕費寄附のため来庁
- 5日 いきいきフェスタ TAKO2016 文化祭
- 6日 ロータークラブ創立50周年記念事業 西古内観光トイレ周辺植栽贈呈式 地区説明会(空港機能強化)
- 7日 男女共同参画推進会議
- 8日～13日 航空機騒音等対策協議会視察研修(アメリカ)
- 16日 全国町村長大会(東京都)
- 17日 千葉県更生保護大会(香取市)
- 18日 国保連合会理事会(千葉市) 佐賀県小城市長と意見交換会(東京都)
- 20日 いきいきフェスタ TAKO2016
- 21日 副知事・部局長との意見交換会
- 22日 千葉県町村会第2回定例会(千葉市) 地区説明会(空港機能強化)
- 24日 明治牛乳多古宅配センター「災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定」 区長会議
- 25日 北総東部用水事業推進協議会総会(香取市) 地区説明会(空港機能強化)

多古町職員の

人事

多古町職員の給与・人事

地方公務員法第58条の2の規定により、町職員に関する人事行政運営等の状況を公表します。

お問合せ●総務課庶務係 ☎ 76-2611

1 採用・退職者数

平成27年度中に採用および退職した職員の状況は次のとおりです。

区分	採用者数	退職者数
町長部局等	17人	16人
教育委員会	1人	2人
水道事業	0人	0人
病院事業	16人	14人
合計	34人	32人

※平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に採用および退職した職員(再任用、千葉県からの派遣職員を含む)の数である。

2 勤務時間

平成28年4月1日現在の勤務時間は原則として次のとおりです。

開始時刻	休憩	終了時刻
午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分

※病院職員は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。



3 職員の分限および懲戒処分の状況

平成27年度の分限処分および懲戒処分の状況は次のとおりです。

分限処分				懲戒処分			
降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
0人	0人	6人	0人	1人	2人	0人	1人

4 年次休暇

平成27年度の年次休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	平均取得日数	取得率
町長部局等	6.8日	18.3%
教育委員会	9.1日	25.7%
水道事業	14.3日	35.9%
病院事業	11.5日	31.5%

5 育児休業・部分休業・育児短時間勤務

平成27年度の育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況は次のとおりです。

区分	育児休業		部分休業		育児短時間勤務	
	男	女	男	女	男	女
町長部局等	0人	5人	0人	2人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人	0人
水道事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
病院事業	0人	4人	0人	3人	0人	0人
合計	0人	9人	0人	5人	0人	0人

6 職員研修の状況

職員の公務能率の向上や能力開発を目的に、千葉県自治研修センターにおける課長研修、中堅職員研修等の階層別研修や所管事務の専門研修のほか、千葉県市町村振興協会による海外行政視察研修への派遣、香取広域市町村圏事務組合における新任職員共同研修、初級職員共同研修、中級職員共同研修、接遇共同研修などに参加しています。

また、町独自の研修として、人事評価制度の導入に向けた評価者・被評価者研修を実施しています。

平成27年度は、延べ403人の職員が各種研修を受講しました。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関することや退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定により共済制度が設けられることになっており、町職員は千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

町では、職員の健康障害や疾病の早期発見のため、定期健康診断や生活習慣病予防検査を実施するとともに、福利厚生事業を行う職員組合へ役場職員分960千円、病院職員分1,192千円、また千葉県市町村職員互助会へ446千円を、厚生費として公費負担しています。(平成27年度)

8 職員採用試験の状況

平成27年度に実施した職員採用試験の状況は次のとおりです。

試験職種	合格者数	
	上級	初級
一般行政職	9人	3人
保育士	3人	

9 千葉県市町村公平委員会からの報告

千葉県市町村公平委員会に対して、多古町職員からの「勤務条件に関する措置の要求」および「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。